

夫婦ともに
29歳以下
70^{最大}万円

※岩手県独自上乘せ
補助含む

夫婦ともに
39歳以下
30^{最大}万円

結婚新生活を 応援します



一関市では、結婚した世帯を対象に、
新生活にかかる費用（家賃や引越費用等）を補助します。

対象 世帯

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した夫婦
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 夫婦の所得を合わせて500万円未満*

※奨学金を返済している場合は、所得証明期間と同一期間中の返済額を
控除します。

受給条件などの詳細は、市ホームページでご確認ください。



対象 経費

- 新居の購入費
- 新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 住宅リフォーム費用
- 引越費用（引越業者や運送業者への支払額の実費）

上記費用のうち

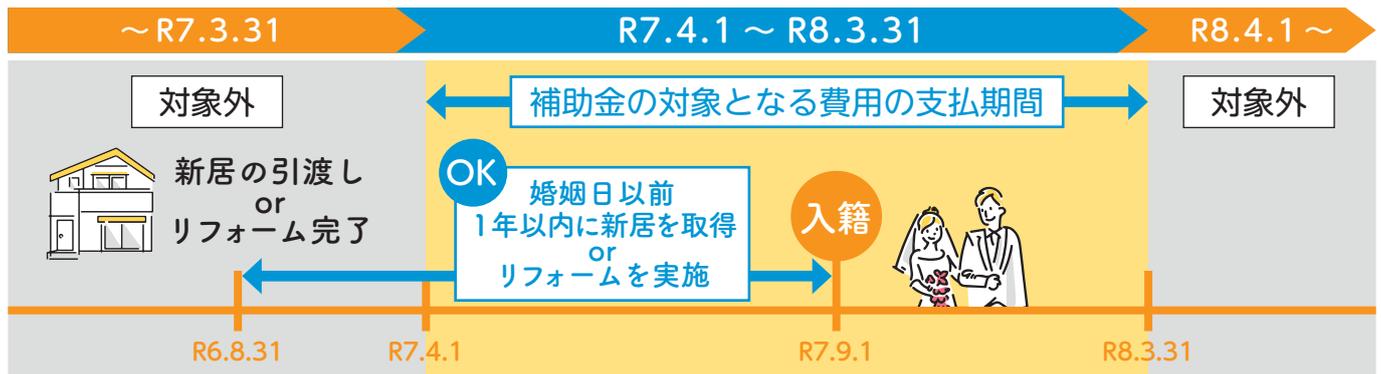
令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用

申請期限 令和8年3月31日まで

※申請をご希望の方は、お早めにお問い合わせください。

ケース1

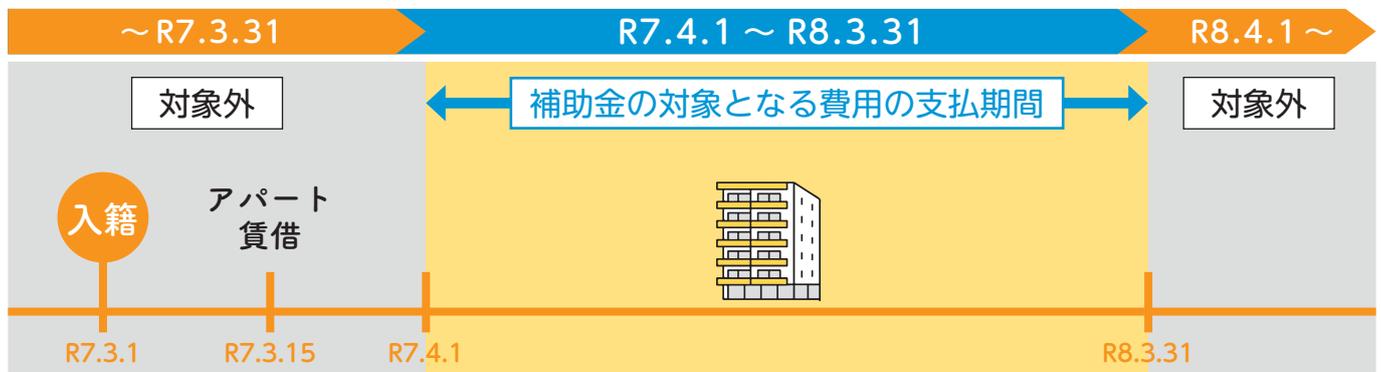
婚姻を機に新居を購入または住宅リフォームをした



※ 婚姻日以前、1年以内に取得した住宅または実施した住宅リフォームも対象になります。

ケース2

婚姻後にアパートを借りた



※ 4月1日以前に契約している賃貸物件でも補助の対象は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払った費用のみとなります。

ケース3

婚姻より前にアパートを借りている



※ 契約書等の内容によっては、転入日前から補助の対象になる場合もあります。

よくあるご質問

Q 夫婦以外の名義で契約した住居費用やリフォーム工事、引越は対象になるの？

A 対象になりません。この場合、仮に支払者がご夫婦のいずれかでも対象にはなりません。

Q 所得証明書の提出は、所得のある人の分だけでいいの？

A 所得がないことの証明にもなるので、夫婦2人分の提出が必要です。